

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：教育指導費

事業名 県立学校いじめ防止等対策組織運営費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 学校安全課 生徒指導係 電話番号：058-272-1111(内8640)

E-mail：c17770@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,852 千円 (前年度予算額：1,852 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,852	0	0	0	0	0	0	0	1,852
要求額	1,852	0	0	0	0	0	0	0	1,852
決定額	1,852	0	0	0	0	0	0	0	1,852

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

平成25年9月28日施行となった「いじめ防止対策推進法」により、県立高等学校・特別支援学校において、いじめ防止等の対策のための組織及び重大事態発生時の調査組織の設置が義務づけられている。

(2) 事業内容

・各県立高等学校・特別支援学校に、教職員及び外部人材から構成される「いじめ防止等の対策のための組織」及び「重大事態発生時の調査組織」を設置し、いじめ防止総合対策費と併せて、いじめの防止、いじめの早期発見及び重大事態への対処等を行う。

・外部人材は、心理・福祉に関する専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者、保護者、地域住民など。

(3) 県負担・補助率の考え方

「いじめ防止等の対策のための組織」の設置は法律で義務づけられており、県負担が妥当。

(4) 類似事業の有無

無

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	1,840	会計年度任用職員の報酬
共済費	12	会計年度任用職員の労災保険料
合計	1,852	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・国の「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)
- ・第4次岐阜県教育ビジョン
 - 基本方針1 「豊かな人間性」の育成
 - 目標3 いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

いじめ防止対策推進法の適切な運用を図るため、全ての県立高等学校・特別支援学校に、「いじめ防止等の対策のための組織」及び「重大事態発生時の調査組織」を設置し、いじめの防止、いじめの早期発見及び重大事態への対処等を行う。また、学校の対応がいじめ防止対策推進法に基づく対応となっているかを検証する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
要請に対して対応した割合						

○指標を設定することができない場合の理由

法律で義務づけられた組織の設置及び運営に係る費用であり、目標や達成率の指標化に適さないため。

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。 全ての県立高等学校・特別支援学校において、外部人材を入れた「いじめ防止等の対策のための組織」を設置し、学校のいじめ防止対策やその方針等についての協議を各学校年2回開催するなど、外部人材の意見を反映していじめの未然防止を積極的に行った。</p>
令和3年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。 全ての県立高等学校・特別支援学校において、外部人材を入れた「いじめ防止等の対策のための組織」を設置し、学校のいじめ防止対策やその方針等についての協議を各学校年2回開催するなど、外部人材の意見を反映していじめの未然防止を積極的に行った。</p> <p>指標① 目標：100% 実績：100% 達成率：100%</p>
令和4年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。 全ての県立高等学校・特別支援学校において、外部人材を入れた「いじめ防止等の対策のための組織」を設置し、学校のいじめ防止対策やその方針等についての協議を各学校年2回開催するなど、外部人材の意見を反映していじめの未然防止を積極的に行った。</p> <p>指標① 目標：100% 実績：100% 達成率：100%</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない 	
(評価) 3	いじめ防止対策推進法の適切な運用を図るため、各県立学校に、心理・福祉に関する専門家等の外部人材を配置した常設のいじめ防止の対策ための組織及び重大事案発生時の調査組織を設置することが必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない 	
(評価) 3	いじめ防止等のための基本的な方針や体制、取り組み等について、様々な経験を持つ外部人材から多様な意見をいただき、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等に繋がっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) 2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている 	
(評価) 2	各学校の実情に応じて外部人材の配置し、事業の適切な実施及び効率化を図る。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 より実効的のある活動が展開されるように進める。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 各学校の実情に応じて外部人材の配置し、いじめ事案への適切な対応がいじめ防止対策推進法に基づいているか検証するとともに、いじめ防止等の活動がより効果的に進められるようする。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	